

消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位について

- (1) 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特 段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- (2) 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。

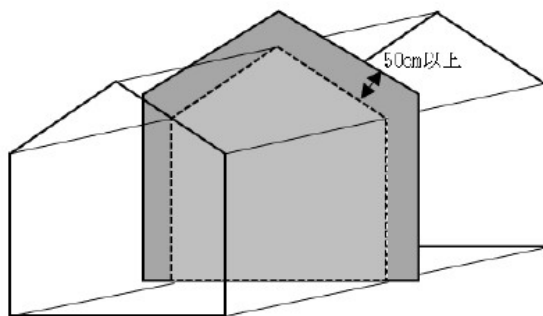
2 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定に関する事項

(1) 政令第8条第1号について

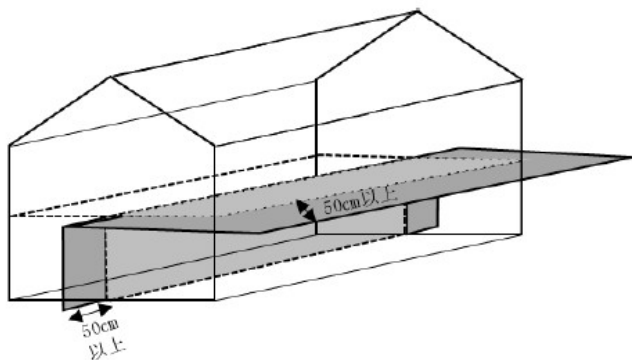
ア 省令第5条の2第1号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。

イ 省令第5条の2第3号の規定中「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」については、床の両端が外壁から50cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出していることが想定されるものであること。（第1図、第2図参照）



第1図

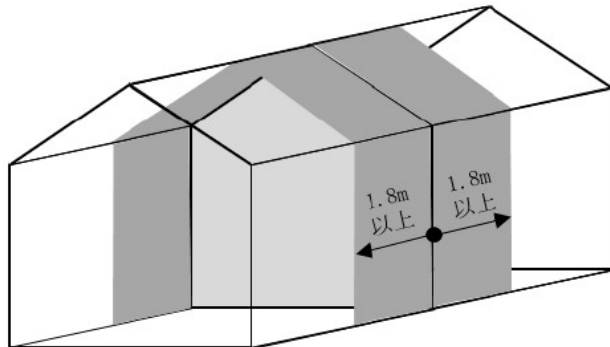


第2図

ウ 同号ただし書の規定中「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅 3.6 m以上の

部分を耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ 1.8 m 以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること。

また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。



第 3 図

■：耐火構造（耐火性能は、建築基準法（昭和25年法律第 201 号）において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りる。）

エ 省令第 5 条の 2 第 3 号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。

オ 省令第 5 条の 2 第 4 号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、次によること。

（ア） 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。

（イ） 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が 300 mm の円の面積以下である場合、省令第 5 条の 2 第 4 号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

（ 2 ） 政令第 8 条第 2 号について

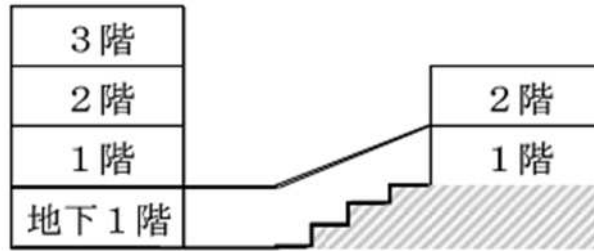
ア 省令第 5 条の 3 第 2 項第 1 号の規定中「渡り廊下等の壁等」及び同項第 2 号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」（以下「渡り廊下等の壁等」という。）により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えないこと。

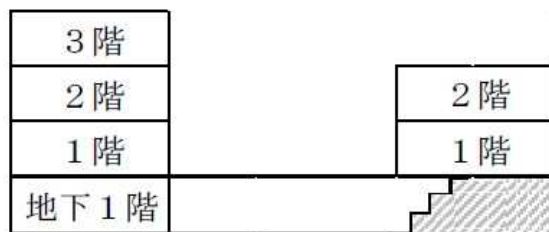
イ 新規令第 5 条の 3 第 2 項第 1 号の規定中「渡り廊下等の壁等」については、壁等の構造方法を定める件（令和 6 年国土交通省告示第 227 号）に示す壁等のタイプのうち、「火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する建築物の部分構成する壁等により区画する場合」が該当するものであること。

（ 3 ） 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準について（令和 6 年消防庁告示第 7 号。以下「壁等基準」という。）

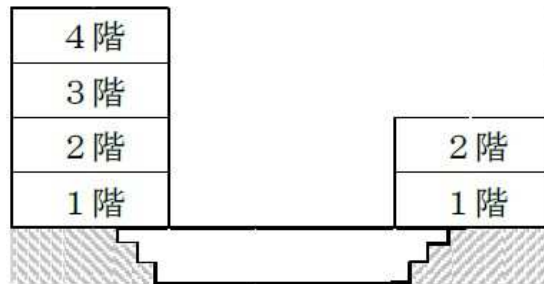
ア 壁等基準第2第2号に規定する地下連絡路の例は、次の第4図から第6図までとすること。



第4図【地下1階と1階を接続する場合】
(地下連絡路の天井が途中から地上に露出する)



第5図【地下1階と1階部分を地下で接続する場合】

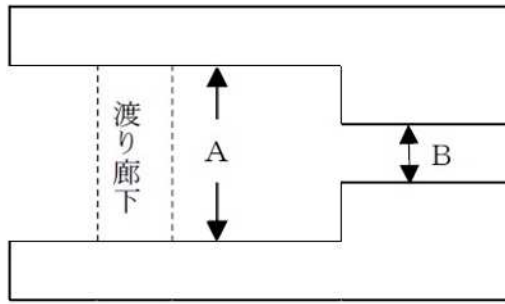


第6図【1階部分同士を地下連絡路で接続する場合】

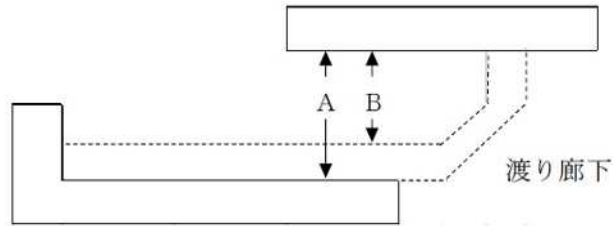
イ 第4図の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、壁等基準第3第2号(3)八(ロ)の規定によることができること。

ウ 地下連絡路のうち、天井部分が直接外気に常時開放されているもの(いわゆるドライエリア形式のもの)については、壁等基準第4の規定によらず、壁等基準第3の規定に準じた取扱いをして差し支えないこと。

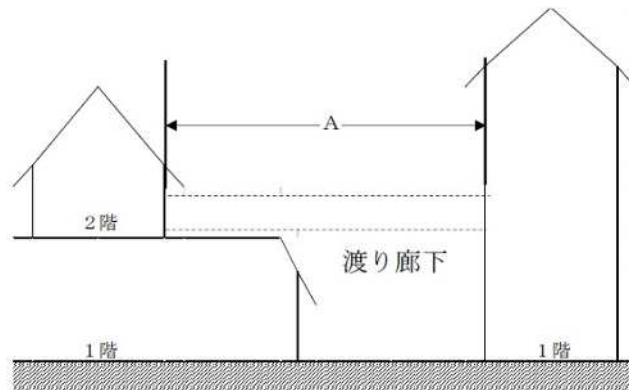
エ 壁等基準第3第2号の規定中「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。具体的には、次の第7図から第9図までの場合、Aの部分となること。また、1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとするものであること。



第7図

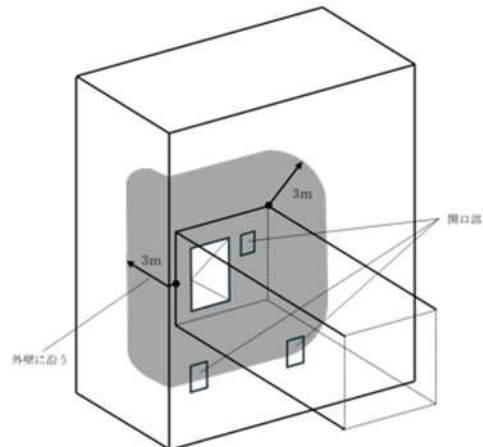


第8図



第9図

オ 壁等基準第3第2号(1)の規定中「3メートル以内の距離にある部分」については、原則として第10図のとおりとすること。



第10図

カ 壁等基準第3第2号(2)の規定中「開口部の面積が4㎡以内」については、各渡り廊下ごとに判定するものであること。

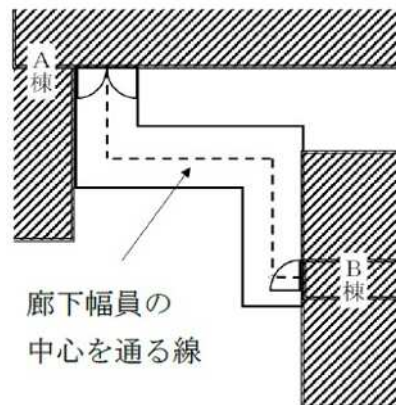
キ 壁等基準第3第2号(3)の規定中「直接外気に開放されているもの」については、次のいずれかに適合していることが想定されるものであること。

(ア) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、廊下の両側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの

(イ) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるものと同等以上の開放性を有するもの

ク 壁等基準第3第2号(3)八(ロ)の規定中「渡り廊下の長さ」は、第11図のように廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。



第11図

ケ 壁等基準第3第2号(3)八の規定中「機械排煙設備」については、建築基準法の基準に基づき設置される排煙設備が想定されるものであること。

コ 壁等基準第6の規定中「消防長又は消防署長が認める壁等」については、一定のフェイルセーフ設計を取り入れたものが想定されるものであること(参考:類例としては、渡り廊下

等の基準と同等の防火安全性能を有するものとして接続した建築物同士に火災の影響を及ぼすことのないものとして取り扱われている「緩衝帯」等がある)。

なお、壁等基準第6の規定により消防長又は消防署長が当該壁等を認める際は、消防庁においても具体的な事例の蓄積を図る必要があることから、予防課を介して消防庁に情報提供する。(適宜、相談)